

令和 2 年度

内部統制評価報告書

令和 3 年 7 月

山 口 県

このたび、地方自治法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定に基づき、「山口県の内部統制に関する方針」（令和 2 年 3 月 10 日公表。以下「方針」という。）を定め、及びこれに基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）について、同条第 4 項の規定による評価を行うとともに、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山口県知事は、県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法第 150 条第 1 項の規定に基づき、方針を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

山口県においては、令和 2 年度を評価対象期間とし、令和 3 年 3 月 31 日を評価基準日として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記 2 による評価作業を実施した結果、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、周南健康福祉センターにおいて、財務担当職員の過失による物品購入代金等の支払遅延・二重払い・支払金額誤り・支払先誤りなどが繰り返し発生したものです。事案の発生後、適正な支払処理を行った結果、適切な状況を回復していますが、山口県における財務行政に対する信用の低下を招いたものと考えており、今後も同様の事案が発生することがないように、適正な支払い手続き等について周知・徹底を図るとともに、関係職員に対し研修を実施することとしています。

令和 3 年 7 月 12 日 山口県知事 村岡 嗣政

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	上岡	康彦
同	平岡	望
同	小田	正幸
同	河村	邦彦

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 2 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、山口県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 2 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、内部統制の運用上の重大な不備が把握されたことについて、知事は、「山口県の財務に関する内部統制は評価対象期間において有効に運用されていない。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 内部統制の評価手続に関する意見

業務レベルの内部統制に関し各所属が実施した自己評価においては、評価対象期間中に生じた同種・同様の不適切事項について、運用上の不備に該当すると判断した所属と、運用上の不備には該当しないと判断して評価部局に報告しなかった所属があるなど、所属によって不適切事項の取扱いに差異があることが認められた。

自己評価は、内部統制の実施状況を正しく把握し評価する上で基礎となる取組であることから、内部統制における自己評価の位置付けや意義について、あらためて各所属に周知徹底するとともに、運用上の不備等の判断基準を可能な限り明確にするなど、各所属の自己評価が同じ水準で適切に実施されるような取組を進められたい。

